

令和4年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和4年6月15日

忠岡町議会

令和4年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和4年6月15日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長	南 智樹	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間 早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第2回忠岡町議会定例会議事日程第2日目についてご報告申し上げます。

- 日程第1 報告第4号 継続費繰越計算書の報告について (一般会計)
 - 日程第2 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計)
 - 日程第3 報告第6号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 日程第4 議案第27号 忠岡町公平委員会委員の選任について
 - 日程第5 議案第28号 物品購入契約締結について (CD-1型消防ポンプ自動車整備事業)
 - 日程第6 議案第29号 物品購入契約締結について ((仮称) 東忠岡地区認定こども園用保育用品購入)
 - 日程第7 議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について
 - 日程第8 議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について
- 以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

まず日程第1 報告第4号 継続費繰越計算書の報告について（一般会計）、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件についての報告を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第4号、継続費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、一般会計予算において継続費を設定して執行しております（仮称）東忠岡地区認定こども園整備事業について、令和3年度、年割額のうち未執行額を令和4年度へ通次繰越しいたしましたので、継続費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって継続費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件についての報告を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第5号、繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計予算において計上いたしました総合行政システム（社会保障・税番号制度）改修業務委託料、戸籍電算システム改修委託料、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、小学校及び中学校の感染症対策事業について、令和3年度内に事業が完了しなかったため、翌年度へ繰り越ししましたが、今般、繰越明許費が確定したことにより、繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)は終了いたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第3 報告第6号 令和3年度忠岡町下水道事業会計繰越計算書の報告について、議題といたします。

議長(和田 善臣議員)

本件についての報告を求めます。町長。

町長(杉原 健士町長)

報告第6号、令和3年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町公共下水道忠岡雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事委託において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により機器製作に遅れが生じ、令和3年度内に支払い義務が生じなかった経費について、翌年度へ繰越ししたため、繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

報告は以上のとおりです。

この件についてご質疑をお受けします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって令和3年度忠岡町下水道事業会計繰越計算書の報告についてを終わります。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第4 議案第27号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長(和田 善臣議員)

本件について提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第27号、忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町、公平委員会委員、谷野富洋氏は、令和4年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

公平委員会委員選任に関する提出資料内容について、ご質問させていただきます。まずは、谷野氏個人に対する質問でないことを先に断らせていただきます。

委員会選任にふさわしいか否かを諮る資料提供の材料として、公職関係とか職業欄は結構重要やと思ってます。以前より、できるだけ具体的に記載いただきたいというふうには伝えてきておりまして、確かに以前、教育委員会の選任ですね。それには結構詳しく書かれていましたけど、今回また意見した以前に戻っているんじゃないかという感じを受けます。

職業欄に今回、会社役員という形であるんですけど、聞こえは一般的にはいいんですけど、例えばですけど、年間8万円の法人事業税さえ、基本割ですね、それさえ払えば、いわゆる誰でもなれるんですよ。実際に国会議員とか都道府県議会議員とか市町村議会議員で、肩書がないから恥ずかしいから、仮面会社みたいなのを設立して、何かそういう肩書で出てくる人も実際結構います。この人はそんなんじゃないという前提なんですけど、これはちょっと僕の私見、最後は私見なんですけど、これらの意見を踏まえて、ちょっと3点ほど分けて質問させていただきます。

1点目です。当局側として、今回の記載内容で十分であると考えて、今後も今回程度の内容で提出される考えなのか。

2点目です。委員会制へ移行するに当たって、資料の慎重さについては、議長を通じて議会運営委員会側よりは申し入れさせていただいておりましたけど、今回のこの内容で提出してきたことに対する当局側の見解はどうなんでしょうかと。

あとは、細かいことなんですけど、今回の選任任期はいつまでなのかということと、これまでの任期数ですね。公職を含めて、に関しても明記されていないので、今後は最低限それぐらいは書いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。3点お答えください。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目と2点目につきましては同じ答えになると思いますので、答弁させていただきます。

これまでもですね、資料につきましては、議員の皆様からご指摘を頂きまして修正した経緯がございます。これにつきましては、可能な限り充実した資料としていきたいというふうに考えております。

3点目でございますけども、委員の任期でございますけども、公平につきましては任期4年、防火協力会につきましては任期2年というふうになっております。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今後の記載に関してはどのように考えていくのかということ、よりそういう部分に関してはしっかりと書いていただけるということなのか、そうでないのか、ちょっとその辺ぼやけてたかなと思うんですけど、お答えいただけますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

職業につきましてはですね、プライバシーの個人情報の部分もありますので、それをしっかりと見極めながら書くような形で、記載するような形にはしたいと思います。ただ、プライバシーの部分がございまして、それは本人さんにも確認する必要があるのかなというふうに思います。

資料につきましては、今後分かりやすいように、委員会制になりましたので、分かりやすいように記載はしたいというふうには考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今回、議運でこの人事案件については、基本的にはこの本会議一発物という話なんですけど、ただ、こういうことに関して、僕はこの人を個人的に知ってるし、どういう方かと

いう疑義はないですけど、もし全く知らん人で、これまで出会ったことない人で、この内容やったら、いや、どうなのということで、もしかしたら付託という、僕はほかの議運の委員の方に、1人でも人事案件であっても付託に回してほしいということであれば、それはそのときに回すよと言ったら、僕、回す考えでいますよということはお伝えさせてもらってるんで、今後の速やかな議事運営に関しては、そういうことも当局側は念頭に置いていただきまして、資料提出に関しては。

先ほど、プライバシーと言ってたんですけど、例えばですけど、よく事故を起こしますよね。事故の相手方の名前も住所も出してるじゃないですか。あれ、そっちは出して、こっちは出さんのかという、まあね。結局、中身に関しても、例えば職歴とかを、じゃあこれを僕らが漏らすということ自体は、それはあり得ないこと、やったらいけないことという認識は多分あると思うんですね、議会の議員としては。その辺も踏まえて、今後の内容資料の充実は図っていただきたいと思うんですけど、最後に一言頂けますか。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

損害賠償につきましては、議会の内部だけの話ということで、公開するときには住所、氏名は黒塗りにして出しているところがございます。議案に上程する場合ですね、人となり、人格、識見を見て上程をさせていただいてるところでございます。それを資料に反映するというのはなかなか難しいところではございますけども、できるだけ議員の皆様に分かっていただけるような資料にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第27号 忠岡町公平委員会委員の選任について、採決いたします。
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第5 議案第28号 物品購入契約締結について (CD-1型消防ポンプ自動車整備事業) を、議題といたします。

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第28号、物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、CD-1型消防ポンプ自動車を購入するため、入札に付した結果、株式会社モリタ関西支店と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。勝元議員。

11番 (勝元由佳子議員)

今回から委員会制に変わったということで、これまででしたら全員協議会の審議の場で聞いてたであろうと思う質問なんですけれども、私、総務事業常任委員会にも入ってませんので、ちょっとこの場でお聞きしたいんですけども、次の議案第29号ですね、これも共通する部分で大枠のところでお聞きしたいんですけども、内容そのものではなくて、

その制限つき一般競争入札というところでお聞きしたいんです。

で、一般競争入札というところについてるんで、広く公募した形での入札なのかなという印象を受けてたんですけども、確認しましたら、結局のところ、登録業者の中から受注対象になる業者をお呼びしてというか、指名ですかね、してやっているということなので、実質指名競争入札じゃないですかというところなんです。なので、この制限つき一般競争入札という契約方法の名称にすると、やっぱり一般の住民、我々もそうですけども、「ああ、指名競争入札よりも、より公平、公正で、いい発注方法に変えたんかな」という印象を受けるんですけども、中身を聞いたら、それ実質指名競争じゃないですかというところがあるんですけども、そこら辺ちょっと誤解を与えるんじゃないですかというところをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご質問の今回の案件につきましては、なぜ制限つき一般競争入札で行ったのかという趣旨かと聞き取ってございます。つきましてはですね、法的根拠等によるものの理由がございまして、この入札に至ったことの原因につきましては、まずは2点ございます。

まず1点目でございますが、地方自治法施行令の規定で、普通地方公共団体の長は、契約の種類及び金額に応じ、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる規定があることから、本町においてもその根拠法令により、忠岡町役務等業務及び物品購入等制限つき一般競争入札の実施要綱を定め、その規定に基づき制限つき一般競争入札を行ったものでございます。

あともう1点でございますが、本町では契約規則で制限つき一般競争入札の実施に当たりましては、原則入札参加資格者名簿登録業者で行うことになってございます。つきましては、令和3・4年度忠岡町物品役務等入札参加資格者名簿において、自動車等の特殊車両、または消防用品の消防車機装に登録している全ての業者が29社あったので、十分競争していただける業者であるため、登録外の業者を含めての競争入札につきましては必要はないと考えたため、本案件につきましては制限つき一般競争入札を行ったものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今の趣旨のところはよく分かるんです。ほんとに素朴な疑問なんですけど、もともと忠岡町に指名競争入札の業者選定の基準ってありますよね。価格帯によって何社以上指名せ

ないかん、何社以上指名せないかんと。あれがあるからお聞きしてるんですけど、結局、最低ラインの何社以上やったらいいですよという基準が指名競争にはあるじゃないですか。あれを踏まえたら、別にそれ以上やったら何社でもいいわけなんですよ。全社でもいいわけ。なので聞いてるんですけど、その指名競争と実質この制限つき一般競争入札というね、結局のところ登録業者の範囲内でしかないやんというところの入札と、実質何が違うんですかと、そこだけの話なんです。基準でいったら、以上やったら何社でもいいわけやから、そこなんですけど、お答えいただけますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議員ご指摘のですね、基準等において業者数の指定がある中で、それ以上の数であれば問題ないということは一定理解はしてございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、本件につきましては登録業者の29社全社がその数であるということでございますので、競争性も働くということで把握いたしまして、制限つきの入札を行ったものであるということでございます。

ただ、どうしても必ずこの議員が今ご指摘のと通りの登録外の業者から公募するという一般競争入札を行わないのかということは、そこは違うと考えています。つきましては、契約規則第5条第4項におきましては、町長は必要があると認めるときは、または申請者に特別な事情があると認めるときは、随時に資格の審査を行い、資格者の名簿の追加を行うことができるという規定がございます。このことから、本町の発注案件の取扱い等が登録業者でない場合におきましては、入札参加資格者名簿以外の業者による入札手法が必要になってくるものと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。これで最後です。

11番（勝元由佳子議員）

これで最後です。質問ではなくて。

おっしゃっている中身も分かります。中身も把握してるんで分かるんですけど、取りあえずその言い方というか、指名競争と言うか、制限つき一般競争入札という呼び名を使うか、どちらの話なんですよ。なので、こちら住民側からすると、より誤解を招かないというんですかね、正しく情報を伝えるという意味でね、指名に近い形でやってるんやったら、もう指名競争と言っていた方がいいんかなと思ったりしますんで、その言葉の使い分けですよ、そこはそちらの理事者側できちんと適切に判断して、こういう資料ですね、記載していただいたらと思います。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

答弁よろしいね。

11番（勝元由佳子議員）

いいです。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないものと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第28号 物品購入契約締結について（CD-1型消防ポンプ自動車整備事業）は、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第29号 物品購入契約締結について（（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用品購入）を、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第29号、物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用品を購入するため、入札に付した結果、株式会社泉堺ワンダーと契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

議案第29号 物品購入契約締結について（（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用品購入）は、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第7 議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第30号、忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、令和5年から（仮称）東忠岡地区認定こども園を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理に関する事項について、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第8 議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第31号、附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について審議する機関として、本条例の町長の附属機関に忠岡町空家等対策協議会を設置するため、本条例を改正するものであります。

また、併せて当該協議会委員に委員報酬を支弁するため、附則で忠岡町報酬及び費用弁償条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

先日の全員協議会でもちょっと一部触れさせていただいたんですけども、最終ちょっとご答弁いただけなかったりとかいうことがありましたんで、ちょっと改めて今日幾つかお聞きするんですけども、まず、今回の空き家対策についてですけども、これ、特措法に基づく空き家対策ということで、最終、行政代執行まで行くというものです。この間も申し上げましたけど、やっぱりかなり強権的な行政庁たる公権力行使を伴うものですので、そこら辺がちょっと気になるんでお聞きするんですけども、私もこれまで町政を見てきて、いろんところで問題点を指摘させてもらってます。特に法規的な部分、法務的な部分で指摘はさせてもらってるんですけども、特にこういった公権力行使の部分について、やっぱり忠岡町の職員さん方できちんと身につけてるのかなと。特に行政法の部分ですね。分かってないのと違うかというところがあります。

せんだっての担当部長の説明を聞いてましても、やっぱり分かってない方の説明やなど思うんですね。なので、お聞きするんですけど、本町の少なくとも幹部職員の方々もですけども、これまでちゃんと行政法に関する研修というか、身につける場があったのか、で、身につけられてるのか、ちょっとそこを確認させていただきたいんですけども、お願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

おのおのの専門分野のですね、各課、仕事をしておりますので、その部分の関係の法規の研修なり、そういった形では勉強はしてるというところがございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

その質問ではないです。各部署でそれぞれ所管の業務があって、それぞれ規定に基づいてやってはるのは、それは分かっています。私が言ってるのは、公務員、行政に共通する部分で公権力行使は何かとか、きちんと分かっていますかというところなんです。

今回これでしたら、空き家対策にかかわらずですけど、行政指導とか勧告、命令、代執行というところで、行政庁としての業務がなされるわけですよ。なので、日常の分掌事務とは全然違うわけなんです。そこで、きちんと皆さん方、特に法的な部分を押さえられていますかということをお聞きしたいんですけど。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

当然、各課各課によって仕事の内容が違いますので、その部分で改めてそういう空き家対策等があれば、その関係法規を勉強していくと、そういうところがございます。その全ての職員が空き家対策について勉強するかというのは、そういったことはできませんので、各課において専門的な分野の部分を勉強して研修するというところでございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと全然趣旨が違うんで、私はそういう個別の空き家対策云々を聞いてるんじゃないんです。で、これちょっと3回目になりますんで、今のご答弁を聞いてると、やっぱり恐らくそういうきちんとした法務研修も含めてですけど、なされてないんやろうかと、そういう認識させていただきます。そういう受け取りしかできないんですけども。

最後に1点ね、ちょっとこの間触れさせてもらった部分で最後確認なんですけども、この議案が上程されるに当たってのチェックの部分でちょっと気になる点があったんで、特に副町長と法規チェックの総務課のほうにお願いしたいんですけども、議会に議案が上程されるという場合ですね。理事者側の中で当然レク、説明があると思うんですけども、やっぱりオール町として最終チェックしていただきたいんです。

なので、議会通過後、可決されて施行されたりした場合に、担当部局が何をしようとしているのか、そこまできちんと中身ね、確認した上で、その行為はいいよ、あかんよとか、確認していただきたい。

多分、今聞いたところでは、我々が議会運営委員会で聞いているレベルの、さらっとしたレクで終わってるようなので、ちょっとそれでは中のチェック、きちんと働いてないのと違うのかなと思いますので、上程議案についてはやっぱりオール町として、町の中で上程する前にきちんとチェックしていただきたいというところをお願いしたいんですけど

も、答弁をお願いします。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

総括的なことなので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、法規審査、どうなってるんやというご趣旨の質問やと思うんですけども、当然、法規審査というのは議会に上程する議案であるとかないとかというのにかかわらず、法規の審査というのは常日頃から、それはそれぞれ担当課でやっているものと、私自身は認識しております。

当然、議案となるようなものについて、事前に私のところに説明があれば、それはそれでチェックにかけますけども、一応の役割分担としましてはやはりまず担当課、担当部局、そこでしっかり法規についてどうであるかというところを検討すべき。そうした中で総務課で全体の法規審査を担っておりますので、議案としてどうなのかというようなところであるとか、実際に例えば今回でしたら附属機関を設置することがどうなのかというようなところの審査をしています。そういう審査を終えた後、我々特別職である副町長であり、町長のところにレクチャーがあり、決裁が上がってくるというような仕組みになっています。

ですから、段階段階でそれぞれチェックはこなしておりますので、議案上程に当たって法規審査が滞ってできてないというようなことは、現実問題として起こり得ないのではないかとというのが私の感覚です。

それと、今回の附属機関条例で設置していただきます空き家対策の協議会ですけども、当然いろいろ個別事案について専門的な見地からご意見を頂くというようなこともあろうかとは思いますが、それぞれ、その都度その都度意見を頂いたものに関して、町としてどう実施をしていくのか、実施をしないのかというようなところの判断はあくまで、先日も説明させていただいたように町にありますので、町が判断する際にそのときそのときをもってまた法規審査をしっかりとした上で、先ほどご質問の中でもありました、例えば代執行までというようなことになれば、それが相当に正しいものであるのかどうであるのかはその時点で審査させていただくというようなことになろうかと。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

すみません。これは附属機関に関する条例の一部を改正する条例案で、空家対策協議会を設置するということではありますが、資料の内容によりますと、建物のこととということですが、当然、建物の中には土地があるわけで、先月、所有者不明の土地の法改正がありました。この協議会の中で、建物だけではなしに、例えばその下の土地までもその協議会の中身の審査にとりか、そういうところにこの今回の部分で設置することによって、それがリンクするのか。

例えば空き地で、上はちゃんと処理、対策を取っても、下はそのまま放って、野ざらしになってると、草が生えると。管理が適正な管理ができてないと、こういうところもありますので、これまで助言とかそういうところまで行くのかどうか、ご答弁お願いします。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

空き家対策ということでございます。今回、協議会を設置いたしまして、外部の有識者の見解を聞くという形で協議会を立ち上げさせていただきます。今回立ち上げて具体的な話というのは、事例としてございまして、空き家が存在していると、かなり老朽化した空き家が既に存在していると。それがご近所さんのほうにかなり、倒壊する危険もあるということで上げさせていただいているということで、協議会を立ち上げて、委員の先生方のご意見も拝聴したいというところでございます。その中で、土地云々の話はまたちょっとこの特措法、切り離すとちょっと若干違うのかなというところで認識しているというところでございます。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

やはり空き家だけで、土地に関してはその空家等対策協議会の中ではお話というか協議はされないということですが、法改正の中にはこれもやっぱり行政の強制執行みたいな、例えば土地が、上は当然適正管理して指導してやれるということは、当然下の持ち主も分かっているわけですが、改正法では例えばその所有者が分からないというところの部分で改正され、その市町のトップが強制執行、いわゆる助言とかそういうことができる

ということ、指導ができるということなんですけども、全くこの部分はまた別ということになるんですね。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

こちらのほうの部分につきましては、どこまでいっても個別対策になってこようと思っております。今回、我々念頭に置いてるのは、先ほどもご説明させていただいたとおり、今、直ちに問題となっているものが、この場ですんで具体的な、あくまで大綱的ということなので、お話、詳細にはさせてもらえないんですけれども、本当はかなり老朽化して、住民さんにかかなりご迷惑をかけてる物件がございます。それを我々としてはできるだけ早く何とかできないかということの模索をちょっとさせてもらうために、今回、委員のご先生方の意見を拝聴したいということで上げさせていただいているということでごございます。また、個別のその土地云々のことについては、また別途考えてまいりたいということでご理解いただければなというふうに考えております。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。北村議員。

3番（北村 孝議員）

部長、簡単に。あまりやると、当然これはあれなので、付託になるので、大綱的に私は言うてるつもりですけど、丁寧にありがとうございます。

また別の観点で、あくまでもこの協議会、いわゆる特定空き家まで進みますけど、この辺については、基本はここですよ。何度傾いてとかいう特定空き家の規定があります。その部分について協議される。一般的に空き家、建物自体はそれほど近隣にも迷惑をかけてないというところの部分ではあるけども、そういった物件もこの協議会で話しされる。いやいや、そうじゃない。国で決まった、例えば特定空き家までいくと、ある程度のものが近隣に、隣に寄りかかるとか、そこのお家が何かの形で家をリフォーム、改修するに当たって、隣の例えば建ってる空き家が影響してできないというところの部分の話というか協議ということでもいいんでしょうか。それは進んでいく中で、ちょっともう入り過ぎてますので、申し訳ない。

議長（和田 善臣議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

すみません、大綱的という話になり、どうしても具体的な話になって申し訳ございません。現状としては空き家の対策ということでとらまえていただきたいということで、お願

いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第9 議案第32号 忠岡町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第32号、忠岡町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子どもの健康の保持、生活の安定及び子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として助成を行っております。

安心して子どもを産み育てることができ、子どもたち一人ひとりが健やかに育つ環境を創出し、子育て世帯の住民の負担軽減を図るため、令和4年10月1日から、子ども医療費助成の対象年齢について、現行の15歳到達年度末から18歳到達年度末に拡充するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

議案第32号につきまして、質問いたします。

議案書と一緒に頂きました資料には、子ども医療費助成を15歳から18歳まで拡充するに当たっての影響額について、令和4年度は扶助費とシステム改修費、郵便料などを合わせて約500万円と記されておりますが、1年間、当初の見積りというのはどれぐらいを予想されているのでしょうか。また、年齢拡充に伴う補助金、これは一切ないと認識しておりますが、財源については全額一般財源でよろしいのでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

費用の見積りにつきましては、現在の中学3学年の医療扶助費を参考に計上させていただいております。年度によって金額の変動がございまして、令和元年度から3年度までの3か年平均は約865万円となっております。年によって100万円前後の変動がございまして。財源につきましては、この拡充分につきましては全額一般財源ということに間違いございません。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ということは、この高校3年間も865万円ぐらいで見ているということですよ。これはちょっと大綱的なんかどう分かれへんが、ちょっと見積り、甘いような気がするんです。高校生というのはもう中学生と違いまして、自分1人で病院にも行きますし整骨院にも。コンタクトレンズなんかも、カラーコンタクトを入れるのに処方箋、もらいに行きます。歯のクリーニングもし。それらを考えても、ちょっと中学生と同じ見積りというのは甘いん違うかなと思います。

全額一般会計から、それも恒久的に出る支出ですんで、財政への影響はかなり大きいと思います。それは近隣市もやっていますし、忠岡町もできればやりたいです。共産党さん、大分前から年齢拡充を言うてます。それでも和田町長は町財政への影響を考えてやれへんかったんと違いますでしょうか。

これ、聞きたいのは、何で一遍に3学年するんですか。財政状況を考えて1学年ずつやらしてもろたらええん違いますか。お答えいただけますか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

大阪府下の子ども医療費の対象年齢の拡充が、15歳到達年度末から、次は18歳到達年度末ということで、府下そういう上げ方になっております。近隣でも泉州地域の直近の状況でございまして、12団体中のうち、本町を含めまして8団体がこの10月に18歳到達年度末までの予定となっております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

そうですね。みんなやっていますんで、やりたいなどは思いますよ。だけど、財政状況というのはちょっと考えていかなあかんと思います。

また、ちょっともう一つ質問したいんですけど、今コロナの交付金とかいろいろあって、一時的に歳入が増えてるように、増えてないんですけど、増えてるように見えると、数字上は。そやけど、忠岡町の財政というのは今でもかなり厳しいです。単費でやる事業とか恒久的に経費のかかる事業については慎重にいかなあかんと思っています。

それと、最後にお聞きしたいのが、今年の4月から法律上、民法上18歳は成年となっています。条例の改正で子ども医療費の助成というのは18歳、ちょっとおかしいん違うかなと。前年度までに始まった事業なら今年度から18歳、成人ですんで分かるんですけども、今年改正、条例改正するのはどうなのかなと思いますんですけど、この辺は公室長になるのかな。すぐあれやったらまた委員会のときに、私、ちょっといませんけども、返事をもろても結構です。

議長（和田 善臣議員）

この質疑に対しては、他の場所でまた議論やってください。

7番（松井 匡仁議員）

分かりました。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第10 議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正についてを、議題いたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第33号、忠岡町営葬儀条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町立忠岡斎場で火葬を行う火葬料について、火葬の対象者が岸和田市磯上町及び吉井町を除く、本町住民以外の火葬料について、規定の料金の1.5倍の額を徴収しているところではありますが、今後本町住民の高齢化に伴い火葬件数が増えることが見込まれますので、近隣の料金との均衡を図り、本町住民以外の者の火葬料について規定の料金の3倍の額とするため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑ないものと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第34号、忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例について、令和4年度においても国の財政支援の対象とされたことに伴い、減免の対象となる国民健康保険料及び介護保険料と申請期間を定めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第12 議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第35号、忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本町が行う後期高齢者医療の事務について規定する条文について、引用する大阪府後期高齢者医療広域連合の条例において、令和2年度の保険料軽減特例措置の廃止に伴う条ずれが生じたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第13 議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第36号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、9,499万5,000円で、これを追加することにより、予算総額は76億8,323万円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、マイナポイント事業費補助金の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の計上、第15款 府支出金で、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親）給付事務費補助金の計上、教育支援体制整備事業費補助金の計上、カリキュラム・マネジメント調査研究事業費委託金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、愛の福祉基金繰入金の計上、公共施設整備基金繰入金の計上、第20款 諸収入で、一般コミュニティ助成事業補助金の計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、マイナポイント推進事業関連経費の計上及び財源更正、一般コミュニティ助成事業補助金の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業関連経費の計上、第3款 民生費で、前年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯臨時特別給付金に係る国庫補助金精算返還金の計上、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親）事業に係る事務費の計上、第4款 衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連経費の計上、第8款 土木費で、空家等対策協議会委員関連経費の計上、第10款 教育費で、カリキュラム・マネジメント調査研究事業関連経費の計上、生涯学習課移転に伴う庁用備品等整備事業関連経費の計上、忠岡小学校留守家庭児童学級エアコン改修工事の計上、いこいの広場遊具設置工事等設計業務委託料の計上、町民運動場改修工事設計業務委託料の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、集配金業務委託について、期間は令和5年度、限度額を99万円追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

まず、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の活用についての、細かいことではなく、これはこの使い道について、議会に何らの事前の報告もなく、突然出てこられたということはなぜなのかということについてです。これは専決ではないのでいいんですけども、議会に事前にこれからご報告はしますということでありましたし、3月議会から6月議会までの間、もう2か月から3か月近く期間があったにもかかわらず、報告する時間はあったと思います。それで、これは令和3年度のものなので、今回がこれは最後の使い切りの分ということで、もう後がないということでもあります。ですから、ここをこう変えてくださいと言ってもなかなかね、これはちょっとそういう話にならないという、時期的に。だからやっぱり事前に話をしておかなければいけなかったのではないかということがあります。

それと、物価高騰の臨時交付金もこれから来ることが分かっているの、そのコロナですのか物価高騰のほうですのか、そういう協議もやはり時期的な問題もありますので、やはりすべきではなかったのかということですが、なぜこれについて事前に一言も議会に報告、相談がなかったのでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

3月のときに一部活用させていただきました。残りにつきましては、うちのほうで理事者側で検討させていただくということでお答えさせていただいています。これまで報告しなかったというところがございますけども、理事者側としては6月議会に提案するつもりでおりましたので、そこで説明をさせていただくということ考えていたところがございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

6月議会に提案をしてくるというのは分かります。それは、この時期に出さないともう使えないということになると思いますので。だけど、その提案する中身をこのような形で成案として上程される前に、きちっと報告して、これはどうだということもして、物価高騰の分がもう5月に国会で出すというふうな話が出てたので、もう事前に聞いていらっし

やると思いますので、その協議ということが議会でもう少しできなかったものかということで、だから3月議会の1回目で臨時交付金の使い方について話があって、残りは6月議会に、これは分かります。だけど、その間にこういうふうに使いますよということを報告する期間が、時間が十分にあったのに、なぜされなかったのかということをお聞きしてるんです。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

報告というより、理事者側としては議会のほうに上程させていただいて議論していただくということで考えておりますので、その議案を上程するまでに議会に全てを説明することもなかなか難しいのかなと思っております。で、次の物価高騰の部分につきましては一般質問でもございましたけども、次の9月議会のほうに上程させていただくところで考えておりますので、そこで、うちのほうで考えさせていただいて、議員さんのほうでまた何かご意見等がありましたら、また本町のほうに言っていただいたら結構かと思っておりますので、それを全て、議案を上程するまでにその内容を吟味する、議論するということはちょっと理事者側のほうで考えておりませんので、よろしく願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

議会で事前にしなければいけないということではないけれども、使い道ね。新型コロナで困っている、今後は物価高騰のほうの分でも困っているという、そういった住民の声を聞くと。聞いてそれを、聞くというのはこういう形で本会議で聞くとかいうことはありますけれども、だけど、そこを聞いた上で修正をして直すということが出来る期間があったでしょうということで、だからそういうことを経て、きちっと成案として出してこられるというのが、住民の声を聞きながら、議会の声を聞きながらするというのが本来の進め方ではないかという、進め方の手法のことで言ってるわけで、それをこういう成案として本会議に出しました、そこで議論して決めてくれたらいいんですということやけど、これを、じゃあここをこう変えてくださいということが可能なかということ、そしたらそういうことはやっぱり可能ではないですよ。そしたらこれ、修正案を出さないといけないと、原案を否決して修正案を出さなあかんという、そういう方、そういうことではなくて、きちっと事前に協議もして声も聞いて、そしてきちっと十分な内容のもので出してき

ていただくという、そういう手続を踏んでくださいということ言ってるわけなんです。

今後、物価高騰の交付金についても9月議会ということですよ。3か月後です。期間はありますので、やはりそういった方法できちっと、物価高騰で本当に困ってますよね。町民、すごい皆さん、そういったことでどういう使い方をするのかということきちんとして議会に報告していただいて、そして議会から住民の声を届けてということで、きちっと練り上げていったものを予算として出していただくという形の方法は取れないものではないでしょうかということをお聞きしてるわけなんです。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

これまでも議会の中で、コロナになってから2年以上たちますけども、その中でいろいろな支援をしてくださいということで議会の皆さんにご意見を頂いておるところでございます。また、各課から住民さんなりのいろいろな形で意見等を聞いているところがございます。それを集約して議会のほうに上程をさせていただいたところがございますので、全く皆様のご意見を聞いていないというところではございませんので、その分を十分反映させながら議会のほうに上程させていただいてるつもりでございますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は7月1日10時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（「午前11時04分」散会）